

第19期

第30回

総会議事録

令和5年9月20日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和5年9月20日(水)

2. 開催場所 5-2会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	佐久間俊一	欠席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	欠席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤大吉	欠席	日和田地区
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17	柳田健一	出席	中央地区
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 吉 村 隆

【主任主査兼農地調整係長】 笠 井 幸 治

【農業振興・農業法人係長】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時56分

8. 閉会宣言 14時45分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長職務代理者

吉田 秀吉

署名人

中尾 一明

署名人

遠藤 昭夫

事務局	<p>ただいまより、第30回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、佐久間俊一委員、小林正一郎委員、黒澤 大吉委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長職務代理者からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>こんにちは。稲刈り等が始まったと思いますのでくれぐれも怪我、事故等がないよう農作業にあたるようにお願いいたします。</p> <p>会長が、やはり病気にかかりましたので、かからないように努力してください。慎重審議、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第2項の規定により会長職務代理者に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>10番 中尾 一明 委員</p> <p>19番 遠藤 昭夫 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>取り下げが1件ございます。</p> <p>議案書の1ページをお開きください。</p> <p>逢瀬2番につきましては、申請人の都合により取り下げになっております。</p>
議長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p>

	<p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>古川 弘作委員の調査報告を求めます。</p>
古川 弘作委員	<p>中央1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、遺言執行人からの遺贈、受贈です。</p> <p>渡し人はおじからの遺言により遺言執行人になり自分への譲渡になります。</p> <p>取得後は水稻の作付けをし、受け人が農作業に従事します。</p> <p>この土地はもともと受け人が作付けしていました。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、3番 1件について、付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>3番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p>

	<p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について 許可と決めます。</p> <p>次に、4番 1件について、付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博 委員	<p>日和田4番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 9月7日、事務局会議室において佐久間会長、吉田職代、 事務局職員と事前審査会を行いました。 受け人は申請地の隣に実家があり、現在は県職員として 南相馬市で働いています。 渡し人が高齢で農地を手放したいとのことで、将来は実家から 通勤しながら農業を継ぎたいとの思いから申請に至りました。 しばらくは父親に協力してもらいながら農地を管理して いきます。農作業は受け人と父親があたります。 地域行事にも父親とともに参加します。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に</p>

	<p>該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に、5番と6番の 2件について、付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>熱海5番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 受け人と妻が農作業に従事します。 9月7日に佐久間会長、吉田職代、事務局職員と 事前審査会を行いました。</p> <p>また5日に現地調査したところ、適正に管理されており 受け人も適正管理を確約しています。</p> <p>農作業常時従事要件は妻とともに従事する予定です。 地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、 確約しております。</p> <p>また受け人家族及び地元農家が協力するので問題ないと思 います。</p> <p>以上、農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が 生ずるおそれはありません。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

	<p>次に6番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、農業廃止、農業開始です。 受け人と2人の息子が農作業に従事します。 9月7日に佐久間会長、吉田職代、事務局職員と 事前審査会を行いました。</p> <p>また5日に現地調査したところ、適正に管理されており 受け人も適正管理を確約しています。</p> <p>農作業常時従事要件は2人の息子とともに従事する予定です。 地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、 確約しております。</p> <p>また受け人家族及び地元農家が協力するので問題ないと思 います。</p> <p>以上、農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が 生ずるおそれはありません。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>5番と6番の2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、5番と6番の2件について 許可と決めます。</p> <p>次に、7番から9番までの3件について、付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>田村7番から9番までの3件について、調査の結果を報告いたします。 まず7番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 9月8日に事務局会議室において事前審査会を行いました。 受け人と妻が農作業に従事し、母親が協力します。</p>

受け人は現在、埼玉県に住んでいますが仕事の折り合いが
つき次第、引っ越す予定です。

今回の物件は郡山市空き家バンクに登録があったものです。
受け人は三春町出身で、実家では母と姉が農業を営んでいます。
実家から近距離であったことがひとつの理由です。

自家消費用の野菜栽培からスタートします。

次に8番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は
記載のとおりです。

9月8日に事前審査会を行いました。

受け人と妻、息子が農作業に従事します。

貸人と借人の関係は親子です。貸人は高齢で現在、福祉施設に
入所し、農作業ができる状態ではありません。

実際、10年以上前から借人夫婦が農作業を行っています。
父親の高齢化により、農業経営の継承を進めるため今回の
申請になりました。

次に9番ですが区分地上権設定者、区分地上権者は
記載のとおりです。

申請の事由は区分地上権の設定です。

この案件は令和3年10月18日付けで許可したものです。

営農型太陽光発電を行っており、当時は内面積で
区分地上権を設定していましたが、不動産登記ができないことが
判明したため、取り消しをして新たに全面積で設定するものです。

許可後は小麦が栽培され、今年は春に収穫が終わり、新たに
11月に種まきを行うとのことです。

これらの農地について、現地調査をしましたが、
周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると
認められます。

また、全部効率要件、農作業常時従事要件、
地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に
該当する事項はありませんでしたので
許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	7番から9番までの 3件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、7番から9番までの 3件について 許可と決めます。 次に、10番 1件について、付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。
中尾 一明 委員	中田10番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 9月11日、現地調査及び受け人への聴き取り調査を行いました。 申請地は数年前から耕作放棄状態でしたが、きれいに 整備されておりました。そばを栽培するそうです。 自宅から申請地まで約40kmあるそうですが、きちんと栽培する ということでした。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	10番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、10番 1件について 許可と決めます。 次に、11番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。

事務局	<p>11番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>11番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、11番 1件について 許可と決します。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番 1件について付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>三穂田1番について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は駐車場です。 農地区分は第1種農地と判断しました。 申請人は魚店を営んでいますが、昨年路線バスが廃止になり 自家用車での来店者が多くなってきました。 しかしながら店舗には専用駐車場がなく、不便をかけて いましたので、駐車場確保のための申請です。</p>

	<p>隣接地には所有地がなく申請地以外、適地はありませんでした。</p> <p>申請地の西側は畑、北側は水路、南側は県道、東側は市道に面しており、申請地の一部が市道になっていることから市道部分を除いての申請になります。</p> <p>申請地を砕石敷きにすることから土砂の流出はなく、雨水は自然浸透及び市道、県道側溝への自然排水とすることから周辺農地の営農に支障はありません。</p> <p>申請地は前所有者が昭和50年頃から路線バスの乗降のための駐車場として利用しており、また自動販売機等を設置していましたが取得時に農地法の許可を受けずに利用していたことについて本人も反省し、今後は関係法令を遵守するとの顛末書が添付されています。</p> <p>調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)

議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。</p>
遠藤 昭夫 委員	<p>安積1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は住宅分譲地です。</p> <p>9月5日に事務局とともに合同調査を行いました。</p> <p>申請地は以前、一時転用が許可された土地です。</p> <p>工事終了後、農地復元されずに残されたことに対し、顛末書が添付されています。</p> <p>申請地の北側は公民館、西側・南側が道路になります。</p> <p>周りをほぼ住宅地に囲まれており、周辺農地に影響はありません。</p> <p>渡し人自身の体調不良、また高齢のため耕作を以前から委託していました。</p> <p>申請地は水の利便性が悪いため、受託者から断られたため今回の申請になりました。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが</p>

	<p>農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、</p> <p>許可相当と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、</p> <p>許可相当と決めます。</p> <p>なおこの件につきましては、転用面積が30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。</p> <p>これは私の報告なので議長交代いたします。</p> <p>郡山市農業委員会会議規則第8条第3項第2号の規定により本日出席している委員のうち、最年長の岩崎幸夫委員に臨時議長をお願いいたします。</p>
岩崎 幸夫 臨時議長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>三穂田2番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は物流倉庫です。</p> <p>農地区分は郡山南インターチェンジから300m以内ですので第3種農地と判断しました。</p> <p>9月8日に佐久間会長、職員2名と合同調査を行いました。</p> <p>現地は安積疏水を脱退しているため、水田に復元できず、今年6月に草刈りをし、今は少し伸びている状況でした。</p> <p>これから周囲をフェンスで囲み、U字溝を入れ雨水を調整池に貯めます。</p> <p>汚水は合併浄化槽を使い、後に調整池に入れます。</p>

	<p>北側は県道で西・東側は農道、南側は緑地帯を作り 周囲に迷惑をかけないとのことでした。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
岩崎 幸夫 臨時議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-a-(b)で 甲種農地の要件を満たしていない、鉄道の駅、軌道の停車場、 船舶の発着場、インターチェンジ又は県庁、市役所、町村役場 並びにこれらに掲げる施設に類する施設の周囲 おおむね300m以内の公共施設至近距離農地です。</p> <p>申請地は東北自動車道郡山南インターチェンジから 300m以内の距離にあります。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、第3種農地の転用は 許可することができます。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
岩崎 幸夫 臨時議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
岩崎 幸夫 臨時議長	2番 1件について、 許可相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
岩崎 幸夫 臨時議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、 許可相当と決します。</p> <p>なおこの件につきましては、転用面積が30aを 超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の 意見を聴くことにします。</p> <p>議長交代いたします。</p>
議長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>次に、3番 1件について付議いたします。</p>

	<p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
<p>藤田 稔 委員</p>	<p>片平3番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は一般住宅です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 9月10日に現地調査を行い、受け人に聴き取り調査をしました。 申請地は片平地区集落計画区域内にあります。 申請地の西側・北側は道路で、南側・東側は隣接所有者の農地になっています。 周辺農地への影響については、L型擁壁敷設等の工事を行い法面保護工事を施工して周辺への土砂の流出を防止します。 雨水は道路側溝に排出し、汚水は合併浄化槽で処理後、道路側溝に排出します。 また9月15日に代理人の行政書士に電話にて確認を行いました。申請目的実現の確実性については各種行政手続きが適正に進んでおり、充分と思われます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-オ-(ア)-a-(b)で甲種農地の要件を満たしていない鉄道の駅、軌道の停車場、船舶の発着場、県庁、市役所、町村役場（これらの支所を含む。）並びにこれらに掲げる施設に類する施設の 周囲にある公共施設至近距離農地です。 申請地は片平行政センターから500m以内の距離にあります。 許可基準は2-1-(1)-オ-(イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。</p>

	以上補足説明といたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。 次に、4番 1件について付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。
濱尾 文博 委員	富久山4番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は仮設道路のための一時転用です。 農地区分は農用地です。 この案件は3年前に一時転用の許可を得ていましたが、 事業が終わらないことから再度提出されたものです。 通用道路には鉄板を敷き、雨水は自然浸透で周辺農地への 影響はないと思われます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める 農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき 土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために 行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで

	<p>当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>4番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に、5番と6番の 2件について付議いたします。</p> <p>岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>西田5番と6番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず5番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は一般住宅です。</p> <p>9月9日に現地調査をして話を聞いて来ました。</p> <p>農地の区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>受け人は現在、申請地の隣にある実家に住んでいますが、姉、妹2人と妻、2人の子供、人数も増え手狭になり実家から離れた場合、実家に男手がなくなる心配がありまた子供たちの生活エリアを変えずに暮らせる当地を選んだとのことです。</p> <p>当地は東側に道路を挟んで田んぼがありますが、当地は高台にあるため日照に影響はないと思われます。</p> <p>宅地化する敷地は切土工事を行い、転圧処置をして土砂の流出を防止します。生活排水は浄化槽を設置し、東側側溝に排水します。</p> <p>取水は実家に埋設の既設水道を引き入れ、雨水は自然浸透します。</p>

次に6番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。
 申請の事由は農家レストラン用駐車場です。
 同じく9月9日に現地調査をしました。
 農地の区分は第1種農地と判断しました。
 申請人は空き家を空き家バンクから紹介され、取得しております。
 農家レストランを開店するにあたり、駐車場が必要となり
 今回の申請になりました。
 申請地は低地のため、周辺農地への影響はありません。
 南東側は道路、西側は農地ですが耕作していないため
 農地の集約性への影響はなく、法面保護により
 土砂の流出を防止します。
 雨水は自然浸透し、建築行為はありません。
 調査の結果、2件とも農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく
 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。

事務局 5番と6番の2件について、調査結果の補足説明をいたします。
 まず、5番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。
 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、
 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで
 1番 同様です。
 許可基準は、2-1-(1)-カー(イ)で、
 1番 同様です。
 次に、6番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。
 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、
 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イー(ア)-aで
 4条1番 同様です。
 許可基準は2-1-(1)-イー(イ)-c-(b)で、
 都市住民の体験その他の都市との地域間交流を図るために設置
 される施設の用に供するために行われる都市交流事業です。
 その他の事項については、記載のとおりです。
 以上補足説明といたします。

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番と6番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5番と6番の 2件について、 許可と決します。 以上で、議案第3号を終わります。 続いて、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の 決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の 規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を 求められたので、この適否についてお諮りいたします。 1番と2番の 2件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	1番と2番の2件について、利用権設定2件の申請があり 審査の結果、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の 各要件を満たしており、適当であると認められますので ご審議のほどよろしくお願いたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番と2番の 2件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番と2番の 2件について 承認と決します。 以上で、議案第4号を終わります。 続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。 まず、1番 1件について付議いたします。

	<p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更です。</p> <p>9月1日に事務局職員と合同で現地調査を行いました。</p> <p>申請地の南側及び東側は市道、水路です。</p> <p>現況は農地の法面になっており、斜面は急で樹木が生え 原野化しています。そのため、農地に戻すことは非常に困難と 思われました。</p> <p>また代理人の行政書士に電話で聴き取り調査を行い、 本申請に間違いがないことを確認しました。</p> <p>調査の結果、農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>続いて、議案第6号「本県農業の発展に向けた要請 (組織検討)について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>福島県農業会議より本年11月30日に開催予定の本県選出 国会議員への要請集会において、本県の農業の発展に向けた 要請を行うために、その要請内容について各農業委員会に 検討するよう依頼がありました。</p> <p>議案第6号別紙は、農業会議が作成した要請の検討素案と なっています。この検討素案は農業会議が県内各市町村の 農業委員会から6月に意見の提出に向けた令和5年度農業施策に</p>

関する要望事項の報告を受け、その内容を基に作成したものです。

本市の要請・要望事項は6月総会で承認をいただき、県農業会議へ報告しています。

本議案はこの検討素案に対し、本市農業委員会として意見を付す点があるかどうかお諮りするものです。

前回、本市から出した要請・要望事項が含まれているところを中心に検討素案を説明します。

まず2ページの項目1の(3)国民理解の醸成についてですが郡山市から「再生産可能な適正価格で販売できる仕組みの構築が必要である」との意見を出しており、反映として第2段落の「生産コストの増加分の価格転嫁を可能とするなど農産物の適正な価格形成に向けた仕組みを構築するとともに」という形で反映されています。

次に項目2の(4)風評対策について「国民の理解促進を図る活動を展開すること。」という所と2段落目「ALPS処理水の海洋放出に関しても可能な限り風評被害を発生させないようあらゆる対策を講ずること。」も郡山市で同様の要望を出しています。

次に3ページの3の(3)の②、生産資材の高騰対策ですが「燃料価格高騰対策等の支援を継続すること」という内容が入っていますが、こちらも郡山市から「燃料や生産資材の安定供給及び高騰対策の継続」ということで意見を提出しています。

続きまして5ページ、4の(2)優良農地の確保について「基盤整備関連事業については、可能な限り自治体や農業者の財政的な負担軽減を図ること。」という内容ですが、こちらも郡山市で「農家負担の少ない圃場の再整備、基盤整備事業が必要である」という意見を提出していました。

次に6ページの5の(3)日本型直接支払制度についてですが本市から「事務手続きの簡素化が必要である」という意見を出していました。

農業会議の素案でも「活動組織による事務手続きや各種帳票の整備等の大幅な簡素化を図ること。」という内容が入っています。

また下の(4)鳥獣害対策についてにつきましては、「複数の

地域や自治体が連携した鳥獣害対策への取り組みへの支援」と入っていますが、こちらでも本市から「近隣市町村による有害鳥獣対策の広域的な防止対策を講じること」と出していました。

最後6の(1)農業委員会業務についてですが、本市の意見として「農業委員、農地利用最適化推進委員については地域の担い手として年々、多忙となっており、また委員会業務も多く複雑化していることから業務の見直しが必要である」という意見を出していました。

それに対応する形で「農業委員・農地利用最適化推進委員は農業などの本業を営みながら活動する非常勤職であるにもかかわらず、毎月10日以上活動を求められるなどその負担は増大しており、改選時においても委員のなり手が少ない状況になっている。」「農業委員会のさらなる効率化を図ること。」という形で反映されています。

検討素案の説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に対し
ご意見、ご質問等ございませんか。

(なし)

議長

それでは、採決いたします。
原案のとおり決することに異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決します。
以上で、議案第6号を終わります。

続いて、報告事項に入ります。

報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による
農地転用届出について」

次のとおり、1番から8番までの 8件について、
農地転用届出書の受理をしたので報告する。

報告第1号を終わります。

続いて、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による
通知について」 次のとおり1番 1件について
通知書の提出があったので報告する。

	<p>報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「受理通知書の返納願いについて」 次のとおり、1番 1件について、 郡山市農業委員会規程 第17条第26号の規定により 受理をしたので報告する。 報告第3号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号から第3号までの報告について ご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	その他ございませんか。
	(なし)
議長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、第30回総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第30回総会（令和5年9月20日開催）の概要

第3条 農地の異動は

10件で、 田 15, 150.00㎡ 畑 4, 792.00㎡ でした。

第4条 農地の転用は

1件で、 駐車場でした。

第5条 農地の転用は

6件で、 一般住宅2件、駐車場1件、戸建て住宅敷地1件、物流倉庫1件、
一時転用1件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。